

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和元年10月31日(木) 午前9時30分から午前11時25分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席19名、欠席無)】 出席委員：1番藤田一義委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、18番上原スミ子委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席14名、欠席4名)】 出席委員：1番伊藤力委員、2番渡邊逸郎委員、6番松木秀夫委員、7番猪又則雄委員、8番伊井一夫委員、10番加藤政人委員、11番中村成義委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員、14番小池憲夫委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員、17番小竹堅吾委員、18番白澤実委員 欠席：3番原安義委員、4番恩田實委員、5番岩崎源一委員、9番山岸寛幸委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席33名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、舟本同次長、水島同係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	5番 委員
	7番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.42～No.43 2件

報告第2号 農地の休耕及び増反届けについて
No.19～No.24 6件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.23～No.25 3件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3012～No.3013 2件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5040～No.5047 8件

議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.135～No.178 44件

議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
No.3～No.8 6件

議 第5号 農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の区域設定
及び区域定数の変更について

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p>
議長	<p>私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、5番園田岳彦委員、7番米原文明委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p> <p style="text-align: center;"><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて></p>
議長	<p>報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 42番青海地区の件ですが、田海地内の1筆307㎡について、住宅敷地及び物置敷地になっております。 43番糸魚川地区の件ですが、京ヶ峰1丁目地内の2筆331㎡について、車庫敷地になっております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

<p>議長 水島係長</p>	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について> 報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 説明いたします。2頁をご覧ください 19番下早川地区の件ですが、東塚地内の5筆4,365㎡について、労力不足のため休耕するものです。 20番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の2筆90.37㎡について、労力不足のため休耕するものです。 21番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆489㎡について、労力不足のため休耕するものです。 22番西海地区の件ですが、栗倉地内の10筆2,050㎡について、労力不足のため休耕するものです。 23番能生谷地区の件ですが、下倉地内の9筆1,462.48㎡について、高齢のため休耕するものです。 24番木浦地区の件ですが、木浦地内の2筆1,664㎡について、労力不足のため休耕するものです。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長 2番片山委員</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 19番の件ですが、中山間直接支払いに入っているか確認していますか。</p>
<p>水島係長 議長</p>	<p>申請受付時に確認することとしています。 その他ご質問・ご意見はございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。 説明いたします。4頁をご覧ください。 23番下早川地区の件ですが、四ツ屋、清水山地内の2筆4,008㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p>

	<p>24 番下早川地区の件ですが、東塚地内の2筆3,259 m²について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>25 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,051 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長 6 番松澤委員</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>水島係長</p>	<p>24 番の件ですが、以前からこの地区は休耕の案件がいくつか出ていますが、ここは圃場整備の場所ですが結局受け手がいないということでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、受け手がいません。比較的傾斜が強いということ、あと水の問題もあるようです。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見はございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第3＝付議事項</p>
<p>議長</p>	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p>
<p>議長</p>	<p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を求めます。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>説明いたします。5頁をご覧ください。</p>
	<p>3012 番大和川地区の件ですが、大和川地内の10筆2,767 m²について売買による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、農道西海線沿いの場所です。譲渡人は、高齢により耕作ができないため、申請地を譲り受け農業を始めたい譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、大和川地区の10a超の耕</p>

	<p>作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3013番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆396㎡について贈与による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道北部2号線沿いの場所になります。譲渡人は、高齢により耕作ができないため、隣接地で耕作をしている譲受人へ譲り渡したいものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
<p>議長 2番片山委員</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>果樹も少し植えたいとのことですが、将来的に日陰とか問題はないのでしょうか。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>この場所は杉の横で陰になるところで、水はけも悪く、作付けも条件が良くないところです。以前から耕作してくれる人を探していたのですが、なかなか見つかりませんでした。今回譲受人がやりたいということで本申請に至りましたが、耕作するものについては今後協議したいと思います。</p>
<p>5番園田委員</p>	<p>所有者は売買しなかったようで、ずっと買い手を探していて、今回見つかったということです。ここは基盤整備をしていないところで、以前から田の3分の2ほどが日陰で、稲作が難しく、蕎麦や畑をしていこうかと地域の方と話していました。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

<p>議長</p> <p>小林主査</p>	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について></p> <p>議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、説明を求めます。</p> <p>説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>5040番、5041番、5042番下早川地区の件ですが、事業計画変更で関連がありますので合わせて説明いたします。田屋地内の2筆313㎡、1筆37㎡について資材置場のための、売買と贈与による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、県道湯之河内梶屋敷停車場線近くの場所です。昭和47年8月29日付け糸農地第5274号で許可された申請地について、当初、原石置場を予定していたが成就されず、採石加工業を承継した譲受人へ譲り渡したいものです。譲受人は、採石原石加工及び庭石等の販売を行っており、事業拡大を図るため、申請地を譲り受け、資材置場としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5043番、5044番大和川地区の件ですが、事業計画変更で関連がありますので合わせて説明いたします。梶屋敷地内の1筆446㎡について、農業用物置及び住宅建築敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道東中学裏線沿いの場所です。平成31年4月26日付け農委第5001号で許可された申請地について、当初農業用物置建築及び機械車両置場を予定していましたが、息子一家が急遽帰郷することになったため、事業計画を変更し住宅を建築したいものです。譲受人(息子夫婦)は糸魚川に帰郷するにあたり、父から申請地を借り受け住宅を建築したいものです。また、譲受人(父)は、当初の計画通り農業用物置を建築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-a-(a) (道路要件：市道上覚東海線(幅員4m)に面する。配管要件：簡易水道及び下水道管が埋設されている。付近要件：半径500m以内に、クレイドルやけやまと東中学校が有る。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5045番能生地区の件ですが、能生地内の8筆892㎡について、介護施設建築敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください</p>
-----------------------	--

<p>議長 推2番渡邊委員 小林主査 議長 議長</p>	<p>ください。申請地は、県道能生インター線沿いの場所です。申請人は、地域の要望により申請地を譲り受け、高齢者介護施設（認知症対応型グループホーム）を建築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5046番能生谷地区の件ですが、整備用車両置場兼来客用駐車場敷地のための、20年間の貸借権設定です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、市道桂大平寺線沿いの場所です。申請人は、自動車整備業を起業するため、当該地の隣接地を工場建設用地として譲り受けましたが、整備用車両置場や来客用駐車場が不足することが予想されることから申請地を借り受け、車両置場及び来客用駐車場として使用したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a)（住宅などが連たんしている区域）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5047番能生谷地区の件ですが、川詰地内の4筆956.61㎡について、天然ガス輸送導管及び吊橋下部工撤去工事に伴う仮設工事用地のための6か月間の貸借権設定です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、県道東谷内溝尾線沿いの場所です。申請人は、2017年10月の台風21号の影響で罹災した天然ガス輸送導管吊橋のガス管及び吊橋下部工を撤去するため、申請地を借り受け仮設工事用地としたいものです。農地の区分は、ア-(イ)-c-(a)（一時的な利用に供するものであり、当該目的を達成するため必要である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>5041、5042番の土地は道路に面していますか。 家の脇から通路を造って、入れるようにする計画です。 その他ご質問・ご意見はございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
--	--

議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、44件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが2件ございます。まず、私の案件を先に審議しますので、退席させていただき、職務代理である松澤委員に議長をお願いします。</p>
議長（松澤）	<p>〔齋藤会長退室〕</p> <p>会長に代わり議長を務めさせていただきます。それでは事務局の説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。13頁をご覧ください。</p> <p>154番能生谷地区の件ですが、物出地内の1筆3,763㎡について、更新するものです。</p>
議長（松澤）	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長（松澤）	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長（松澤）	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。それでは、議長代理の役を解かせていただきます。</p>
議長	<p>〔齋藤会長入室〕</p> <p>次に土沢委員の案件を審議します。土沢委員、退席をお願いします。</p> <p>〔土沢委員退室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。12頁をご覧ください。</p> <p>150番能生谷地区の件ですが、平地内の3筆4,744㎡について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>

議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔土沢委員入室〕 その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。9頁をご覧ください。 135 番上早川地区の件ですが、中野地内の1筆676㎡について、更新するものです。 136 番上早川地区の件ですが、土塩、中川原新田地内の3筆4,645㎡について、更新するものです。 137 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆471㎡について、更新するものです。 138 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の5筆2,745㎡について、更新するものです。 139 番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆910㎡について、更新するものです。 140 番西海地区の件ですが、平牛地内の1筆2,050㎡について、更新するものです。 141 番西海地区の件ですが、来海沢、粟倉、真木地内の4筆3,008㎡について、更新するものです。 142 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,016.40㎡について、更新するものです。 143 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,016.40㎡について、更新するものです。 144 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆1,228㎡について、更新するものです。 145 番根知地区の件ですが、上野山地内の1筆1,125㎡について、更新するものです。 146 番小滝地区の件ですが、小滝地内の9筆291.82㎡について、更新するものです。 147 番小滝地区の件ですが、小滝地内の3筆269㎡について、更新するものです。</p>

148 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆639㎡について、更新するものです。

149 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆5,868㎡について、更新するものです。

151 番能生谷地区の件ですが、平地内の3筆1,254㎡について、更新するものです。

152 番能生谷地区の件ですが、島道地内の7筆773㎡について、更新するものです。

153 番能生谷地区の件ですが、島道地内の3筆2,356㎡について、更新するものです。

155 番青海地区の件ですが、上路地内の4筆6,591㎡について、更新するものです。

156 番下早川地区の件ですが、田屋、西谷内地内の5筆6,716㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

157 番大和川地区の件ですが、大和川地内の8筆2,519㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

158 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,423㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

159 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆337㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

160 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆385㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

161 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆678㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

162 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆808㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

163 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆823㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

164 番大和川地区の件ですが、大和川地内の5筆1,486㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

165 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆969㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

166 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,857㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

167 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆2,435㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

168 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,052㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

169 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,603㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

170 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,281㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

171 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,309㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

172 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆2,610㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

173 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆542㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

174 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆611㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

175 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆577㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

176 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆4,870㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

177 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆159㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

178 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆3,597㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議願います。

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

大和川地区で機構を通じた契約が21件ということですが、元々耕作されていた方はほとんどリタイヤするというのでしょうか。

圃場整備ですので細かい田の所有者など、今までも耕作されておらず担い手の方に任せていた方もおりました。すべて放棄したということではなくて、できなくなった農地を担い手に集約したという形です。

議長

6番松澤委員

伊藤主査

6 番松澤委員	地権者の方が多かったので中には手放した方もおられますけど、最終的には集約・集積ができたということです。
5 番園田委員	圃場整備をすると今まで二反、三反で頑張っていた方ができなくなると思うので、そこが少し疑問です。
7 番米原委員	補足です。地主はだいたい 140 名くらいおられたのですが、不換地の方もおられたので 3 分の 1 くらいになりました。あとは担い手に集約する形です。
伊藤主査	140 番ですが、10a 当たり 30,000 円というのは今の相場でどうなのでしょうか。
6 番松澤委員	ご本人に確認しましたら、いままでもこの金額で払っていたので継続したいということでした。
会長	耕作者から賃借料無しにしてもらいたいという意見も出てきており、地主からすれば賃借料をたくさん払ってくれるところをお願いしたいという意向もあり、そうなると賃借料のことばかり気にして管理しきれず農地が荒れていくのではないかと心配しております。賃借料はある程度決めてかからないと決まった人に集約されていくのではないのでしょうか。
議長	私の案件ですが、ここも 15,000 円と高めですが、地主はもうここしか農地がなく、圃場整備された良い田ですので話し合って決めました。借りるほうからすれば安いほど良いわけですが、お願いされたが賃借料が高くて断り田を荒らす、となるくらいなら耕作してあげたいと思っています。
議長	その他ご質問・ご意見ございませんか。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。
議長	〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<p><議第 4 号 農用地利用配分計画案にかかる意見について></p> <p>議第 4 号 農用地利用配分計画案にかかる意見について説明を求めます。このうち、会議規則第 10 条の議事参与の制限に該当するものが 2 件ございます。まず、園田委員の案件を先に審議しますので、園田</p>

	委員、退席をお願いします。
議長 伊藤主査	〔園田委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。19頁をご覧ください。 4番大和川地区の件ですが、大和川地内の11筆3,249㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 5番大和川地区の件ですが、大和川地内の22筆25,016㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 以上で、説明を終わります。ご審議願います。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	〔園田委員入室〕 次に加藤委員の案件を審議しますので、加藤委員、退席をお願いします。
議長 伊藤主査	〔加藤委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。24頁をご覧ください。 7番根知地区の件ですが、東中地内の2筆3,597㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 以上で、説明を終わります。ご審議願います。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 伊藤主査	〔加藤委員入室〕 この他の案件について、事務局の説明を求めます。 説明いたします。19頁をご覧ください。 3番下早川地区の件ですが、田屋、西谷内地内の5筆6,716㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 6番西海、能生谷地区の件ですが、来海沢、釜沢、真光寺、槇、溝

<p>議長 14 番伊藤（昭） 委員 伊藤主査</p>	<p>尾地内の 77 筆 63, 598 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>8 番能生谷地区の件ですが、槇地内の 10 筆 6, 310 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>8 番について、「水田として利用」とありますが、昨年から用水が使えなくなった場所ですが、大丈夫なのでしょうか。</p> <p>ヨモギなどの水のいらぬ作物を作るとお伺いしています。「水田として」と記載してあるのは、水田の形状のまま耕作するという事です。</p>
<p>推14 番小池委員 伊藤主査</p>	<p>機構を通しての契約の期間は 10 年間ということだったかと思いますが、8 番について期間が短いのはなぜですか。</p> <p>この案件については移転になりますので、以前契約していた方の残期間となっています。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><議第 5 号 農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の区域設定及び区域定数の変更について></p> <p>議第 5 号 農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の区域設定及び区域定数の変更について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。25 頁をご覧ください。</p> <p>来年の 7 月に新体制となりますが、推進委員の担当区域の設定の一部を見直すものであります。変更点は、まず、今井地区ですが、大野地区から分離し、小滝地区と統合するものです。次に能生地域ですが、これまで能生・能生谷地区の推進委員を 4 名、木浦地区の推進委員を 1 名としておりましたが、能生・能生谷・木浦地区を統合し、合わせて 5 名としたいものであります。</p>

<p>議長 推2 番渡邊委員 水島係長</p>	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 なぜ、小滝と今井なのでしょう。 たしかに根知のほうは今井に近いですが、実際は姫川の対岸で、歴史的には小滝と今井のほうが繋がりがあからです。</p>
<p>推14 番小池委員 水島係長 2 番片山委員</p>	<p>能生・能生谷・木浦地区の変更区域は誰が担当するのでしょうか。 どなたが出られるかは、事務局では何とも言えません。 農業委員の定数は19人で地区割のない募集、推進委員の定数は18人で地区割があつての募集ということでよいのでしょうか。</p>
<p>水島係長 議長</p>	<p>はい。その通りです。 その他、ご質問・ご意見はございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第4＝その他</p> <p>ア 次期農業委員会の日程について ・11月29日（金）定例総会</p>
<p>議長</p>	<p>イ その他 他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>